

国住指第 1597 号  
国住参建第 4023 号  
令和 4 年 3 月 31 日

指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
参事官（建築企画担当）  
（公印省略）

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正について  
（技術的助言）

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件（令和 4 年国土交通省告示第 413 号）は、本日付で公布・施行されることとなった。

については、改正後の「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成 13 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。）」のうち第 1 第 14 号及び第 2 第 13 号に規定するあと施工アンカーに係る運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

なお、都道府県建築行政主務部長並びに地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

1. 改正の概要

国土交通大臣が許容応力度及び材料強度を指定（以下「強度指定」という。）できる「あと施工アンカー」について、「既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるもの」から「鉄筋コンクリート造等の部材と構造耐力上主要な部分である部材との接合に用いるもの」に適用可能な建築物及び使用できる部位を拡大することとした。

## 2. 改正後の告示第 1024 号に基づくあと施工アンカーの接合部の強度指定の取り扱いについて

改正後の告示第 1024 号に基づくあと施工アンカーの接合部の強度指定書には、強度指定を受けたあと施工アンカーの名称、指定する強度の数値、適用範囲等を明示する。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認の審査では、あと施工アンカーを用いた構造部材の構造計算において使用されるあと施工アンカーの接合部の許容応力度及び材料強度が、強度指定書に示された数値であることを確認するとともに、強度指定書に示された適用範囲等において使用されることを確認されたい。

あと施工アンカーのうち接着系あと施工アンカー（注入方式カートリッジ型）については、建築基準整備促進事業等によって強度の定め方や適用条件等の技術的知見が明らかとなったことから、別紙 1 の強度指定書で強度指定を行うこととしている。なお、強度指定書の適用範囲として、別紙 2 の事項を記載することとしており、これらの事項の詳細については、一般財団法人日本建築防災協会が設置したあと施工アンカーガイドライン策定委員会において取りまとめられた「接着系あと施工アンカー強度指定申請ガイドライン」が参考になる。

（参考）接着系あと施工アンカー強度指定申請ガイドライン

（一般財団法人日本建築防災協会：<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/atosekou202204/>）

また、強度指定の前提となる技術資料のうち、品質管理、工事監理、施工管理の体制（以下「品質管理等の体制」という。）については、5 年を超えない期間ごとに、所要の体制が取られていることが確認されていることが条件となっている。このため、建築確認の審査では、確認済証交付の時点において、強度指定書の適用範囲（品質管理等の体制が取られていることの確認を含む）について、確認する必要があることに留意されたい。

なお、強度指定を行ったあと施工アンカーについては、一般社団法人建築性能基準推進協会のホームページ（<https://www.seinokyo.jp/>）において、所要の体制が取られていることの確認状況と共に公開するため参照されたい。

## 3. 「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」の取扱いについて

既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるあと施工アンカーにあつては、「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」（平成 18 年 4 月 10 日付け国住指第 79 号「あと施工アンカー・連続繊維補強設計・施工指針」について（技術的助言）により制定、同年 7 月 7 日付け国住指第 1015 号において最終更新）に基づいて、告示第 1024 号の改正後も引き続きあと施工アンカーの接合部の強度指定を受けることが可能である。

また、改正前の告示第 1024 号及び当該指針に基づいて強度指定を受けたあと施工アンカーにあっては、告示第 1024 号の改正後も既に強度指定を受けた適用範囲内において、引き続き使用することができることに留意されたい。

#### 4. その他

##### ①計画の変更に係る取扱いについて

建築確認を受けた建築物の計画の変更をして、強度指定を受けたあと施工アンカーを使用する場合にあっては、構造耐力上主要な部分である部材の材料について、変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更に該当することから、建築基準法施行規則第 3 条の 2 第 1 項に規定する軽微な変更には該当しないことに留意されたい。

##### ②中間検査及び完了検査における確認事項

中間検査及び完了検査を行う建築主事及び確認検査員は、確認図書、建築計画概要書、工事監理者への関連状況の聴取や、完了検査申請書（建築基準法施行規則第 19 号様式）又は中間検査申請書（建築基準法施行規則第 26 号様式）の第四面の「工事監理の状況」欄の「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法」欄及び「主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等」欄の記載内容等により、あと施工アンカーが強度指定書の適用範囲（あと施工アンカーを施工した時点において品質管理等の体制が取られていることの確認を含む）に基づいて、適切に施工・工事監理が実施されていることを確かめること。その際、必要に応じて、工事監理者に対して工事監理状況について説明を求めるなど、確認を行うこと。

以上